

可児市景観審議会
の役割について

平成25年11月

【可児市景観市議会設置の根拠】

可児市景観条例第26条に規定。委員15人以内で組織し、委員任期2年としている。

【景観審議会の役割について】（可児市景観条例より）

- 1 市長の諮問に応じて答申するもの
条例に具体的に定めている事項で、審議会としての結論を出す必要があるもの
 - （1）景観計画を策定し、又は変更しようとするとき（第7条）
 - （2）景観形成重点地区を指定しようとするとき（第8条）
 - （3）良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないことを理由として、届出を要しない行為と市長が認める場合（第12条）
 - （4）景観法に定める勧告又は命令をしようとする場合（第14条）
 - （5）景観法に定める届出をしないで行為に着手した場合で、景観計画に適合させるよう勧告しようとする場合（第15条）
 - （6）景観重要建造物を指定、又は指定を解除しようとするとき（第16条）
 - （7）景観重要樹木を指定、又は指定を解除しようとするとき（第19条）
 - （8）景観まちづくりに係る表彰をしようとするとき（第24条）

2 景観まちづくり等に関して協議するもの

景観重要建造物などの指定の基準、助成制度を定める場合、大規模行為の届出案件への意見書など、自由な意見を述べるもの

3 報告を受けるもの

景観相談受付件数、違反屋外広告物除却件数など、主に事務的な報告を受けるもの

【可児市の景観計画の目指すもの】

景観は「自然や歴史、暮らしを含めた人を取り巻く環境の眺めそのもの」であり、可児市景観計画では「良好な景観」を「豊かな生活やコミュニティの現れ」として捉えています。

そして、単に建築物や街並みを美しく整えることだけではなく、市民が「暮らしやすさ」や「住みやすさ」を実感でき、これからも住み続けたいと思えるようなまちづくりを「景観」という視点で進めるということを目指しています。可児市景観計画ではこれを「景観まちづくり」として、市民・事業者・行政が一体となって進めていくこととしています。

【今後の景観施策について】

当初は、景観計画に基づく大規模行為の届出審査を行うことで市域全体を緩やかに誘導するとともに、景観形成や民有地緑化に対する助成制度の創設を行うなど所要の整備、景観形成重要樹木や景観形成重点地区の指定を図ってきました。

現在は一定の制度の設定や地区の指定を行いましたので、景観に対する市民の関心を高めるための啓発事業、市民や団体に対する支援を重点に「景観まちづくり」を推進していきたいと考えています。